

議案第21号

上越市行政手続条例の一部改正について

上越市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅淳一

上越市行政手続条例の一部を改正する条例

上越市行政手続条例（平成8年上越市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」を「第14条第3項及び第4項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第28条中「第14条第3項、第15条及び第17条」を「第14条第3項及び第4項、第15条並びに第17条」に、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第14条の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。